電話相談: 火曜日、土曜日の 10 時~15 時 TEL (052) 842 - 8878 面会相談: 木曜日(曜日、時間は柔軟に対応)

名家建二二一乙

平成 30 年 3 月 26 日 (月) 発行:特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会 会 長 堀田 明 TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 515 号

第6回 家族SST講座開催

3月24日(土)の家族 SST 講座に 16名の家族が参加。大橋理事の司会、林 PSW の進行で近況を報告し合いました。休憩後 A さんの困り事を参考に「理解できない言動に対する対応や理由の聴き方」について忌憚のない意見・感想・体験を話し合いました。アッと言う間に時間が経ち、吉田先生と中村 PSW からアドバイスをいただきながら



時間が経ち、吉田先生と中村 PSW からアドバイスをいただきながら、林 PSW に肯定的な会話を築くための家族の心得・要点をシンプルにまとめていただきました。

① 本人に家族の素直な気持ちを言葉にして伝える。② できない事だけでなく、できている事も大切に評価し、トータルな視点で相手を見る。③ 自分の基準でなく相手の基準で受け入れる。

次回は4月28日(土)午後1時半~、同朋大学2階研修室で開催します。 (文責:事務局・堀場)

厚労省 障害保健福祉関係全国主管課長会議資料抜粋 ①

3月14日に開催された主管課長会議の精神分野に関する資料の概略を2回に分けてお知らせします。 尚、全体の詳細な資料ついては、厚労省のホームページを閲覧してください。

≪精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組について≫

具体的な実施内容の例については、①障害福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(必須事業)②精神障害者の住まいの確保支援に係る事業③ピアサポートの活用に係る事業④アウトリーチ支援に係る事業(都道府県の必須事業、原則 24 時間 365 日の相談支援体制を整えなければならない)⑤入院中の精神障害者の地域移行に係る事業⑥包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業⑦精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業⑧措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業⑨精神障害者の家族支援に係る事業⑩その他地域包括ケアシステムの構築に資する事業を想定している。

■精神障害者地域移行・地域定着推進協議会

都道府県、指定都市、保健所設置市又は特別区は、設定した実施圏域における精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための調整業務を行うため、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーターで構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置することとしている。

■アウトリーチ事業

保健所等に、保健師や精神保健福祉士等の職員を配置し、協力医と共に地域 の精神障害者等に対する相談対応、訪問による早期支援、地域定着支援を行う。

■ピアサポートの活用

都道府県等は、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、当事者としての経験を持ち、障害者の相談に応じ適切なアドバイス等を行うことができる「ピアサポート」が積極的に活用されるよう努めるものとする。